

技能実習制度に関する基礎資料

制度の概要について	……P.2
制度の現状について	……P.18
制度の見直しについて	……P.31

(別冊参考資料)

- ①(自)日本経済再生本部「労働力強化に関する中間とりまとめ」(平成26年3月26日)
- ②平成25年の「不正行為」について(平成26年5月14日法務省入国管理局公表)
- ③(自)日本経済再生本部「日本再生ビジョン」(平成26年5月23日)(技能実習制度関係抜粋)
- ④第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」(平成26年6月10日)
- ⑤実習実施機関に対する平成25年の監督指導、送検の状況(平成26年8月8日厚生労働省労働基準局公表)
- ⑥建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置(国土交通省公表資料)

制度の概要について

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約71.8万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約13.3万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。

→「高度に専門的な職業」、「大卒ホワイトカラー、技術者」
「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」に大別される。

②身分に基づき在留する者 約31.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これら在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約13.7万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約0.8万人




(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、ポイント制による優遇措置を受ける高度外国人材等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約12.2万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間等以内)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
技術	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア
人文知識 ・国際業務	企画、営業、経理などの事務職 英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で上記2つの在留資格に同じ
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
教授	大学教授
投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計 業務	弁護士、会計士
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高等学校、中学校等の語学教師

-  …「大卒ホワイトカラー、技術者」
-  …「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」
-  …「高度に専門的な職業」

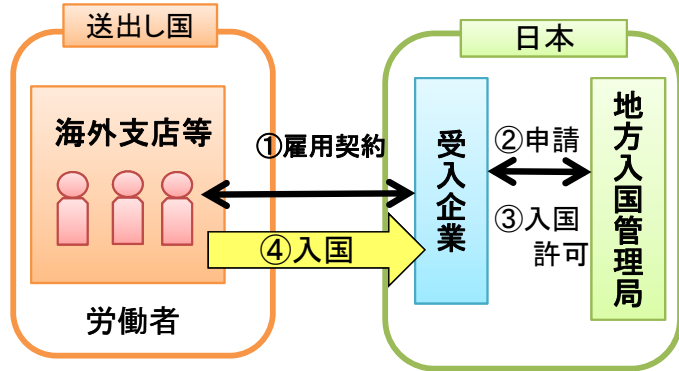
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約16万人在留している。

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

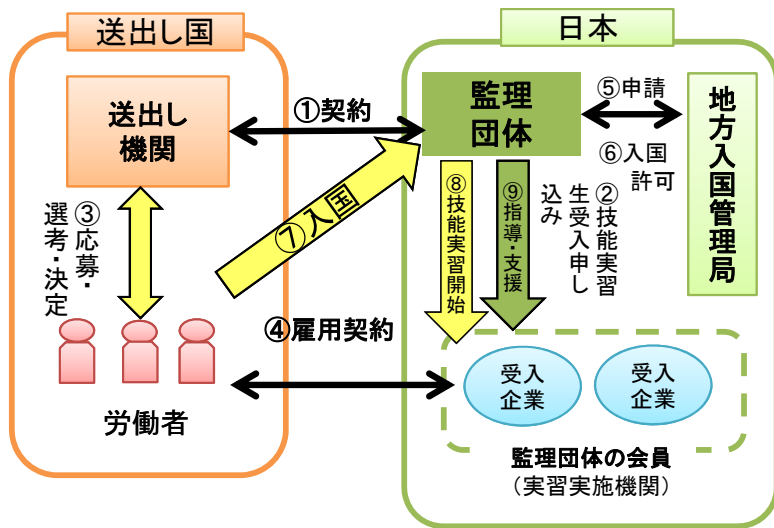
【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

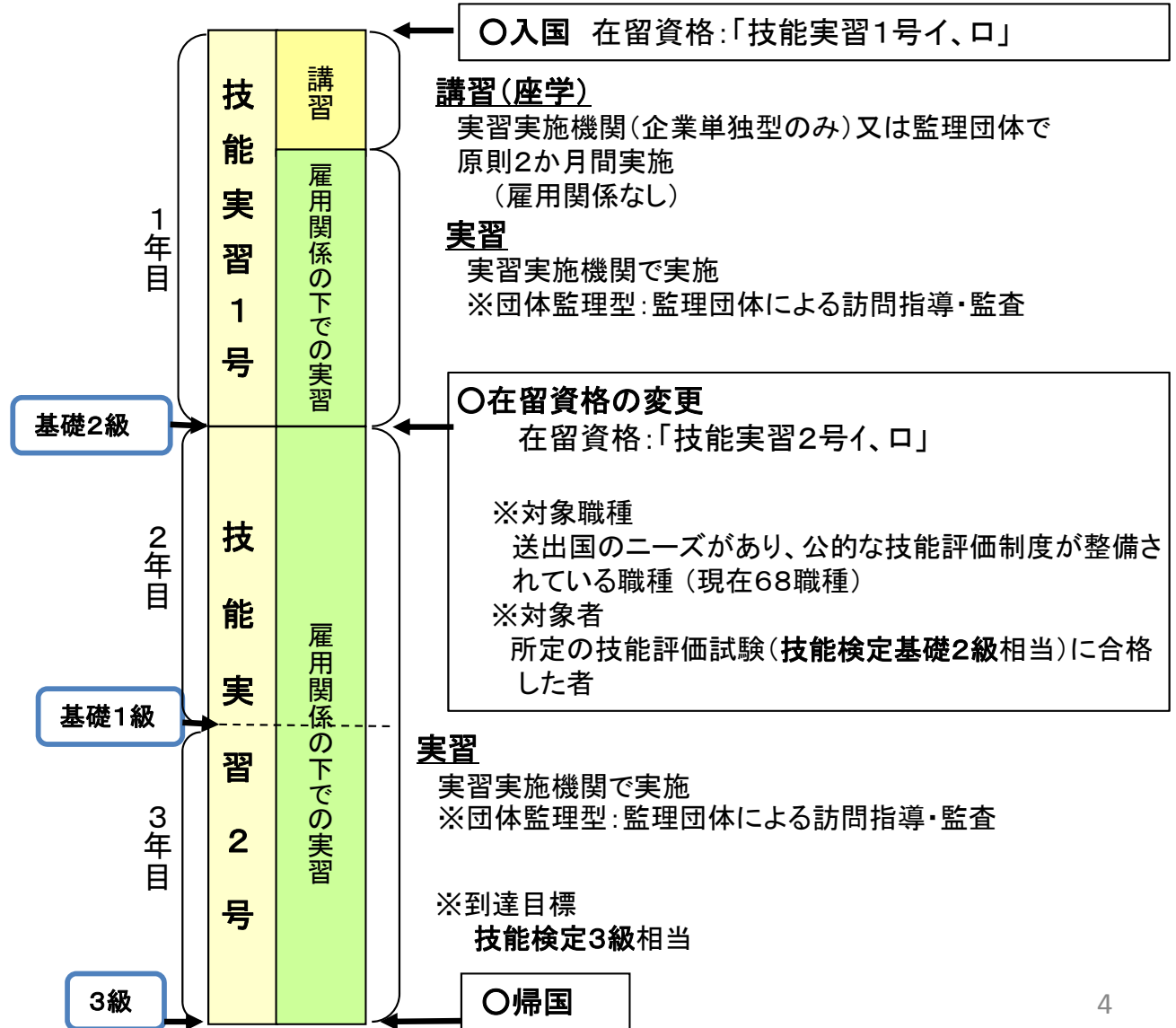


【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



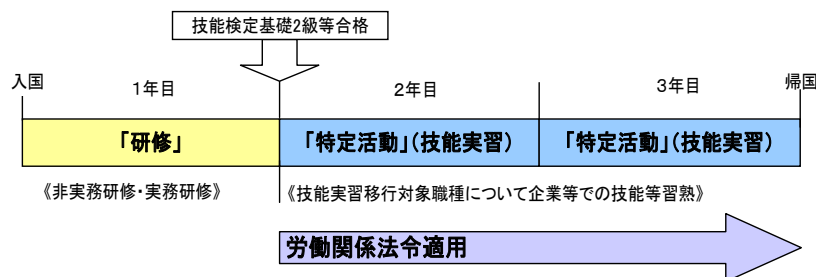
平成21年改正出入国管理及び難民認定法の概要

- 技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識を開発途上国等へ移転する、国際貢献のための制度
- 平成22年7月に改正入管法が施行され、現行の研修・技能実習制度が施行。
- 技能実習生1年目から労働関係法令が適用される等技能実習生の保護を強化(企業単独型, 団体監理型)
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続(団体監理型)

企業単独型の受入れ概要

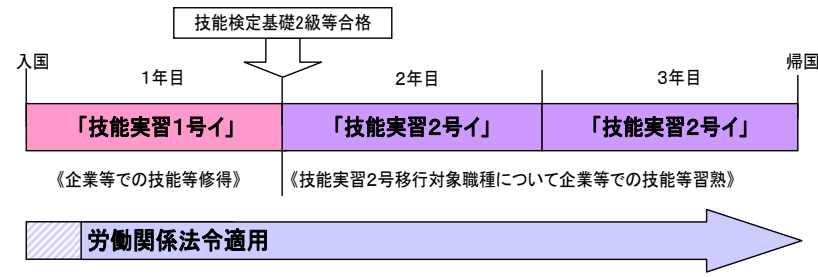
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる(原則3分の1以上)

旧制度



- 入国当初に雇用契約に基づかない講習を実施する場合を除いて、雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用

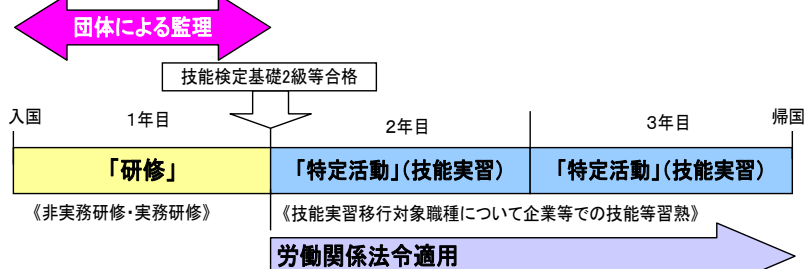
現行制度



団体監理型の受入れ概要

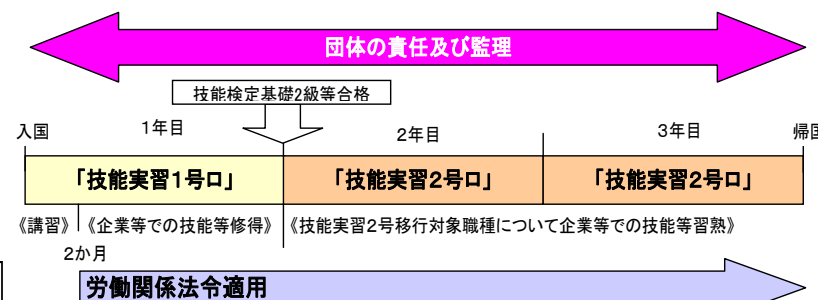
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 受入れ団体による監理は1年目の研修のみ
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる(原則3分の1以上)

旧制度



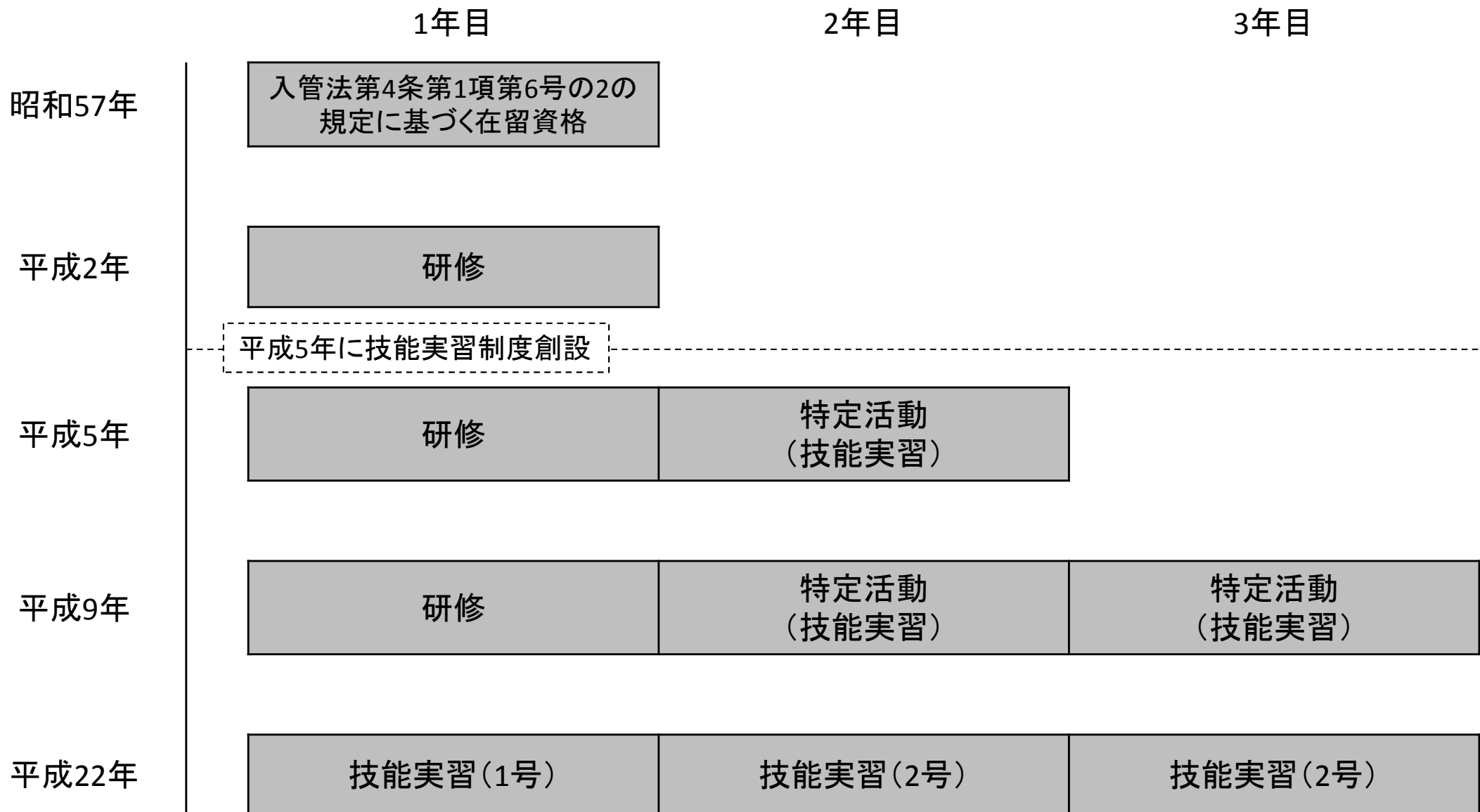
現行制度

- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続



(注) 現行制度での「研修」は公的な研修、実務作業を含まない研修に限られている。

外国人実習生の受入れ制度に関する在留資格の変遷



企業単独型による技能実習の概要

企業単独型での受入れが認められる技能実習生

本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員(合併企業や現地法人を含む)

実習実施機関と引き続き1年以上の国際取引の実績を有する機関の職員

実習実施機関と過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有する機関の職員

実習実施機関と国際的な業務上の提携又はその他の業務上の関係を有する機関で法務大臣が告示をもって定めるものの職員

「講習」について

技能実習生が「講習」で修得する内容

日本語

修得技能に関する知識

生活一般に関する知識

技能実習生の法的保護に必要な情報(労働関係法令, 入管法令など) など

「講習」を実施すべき時間数

技能実習1号での活動時間全体の1/6以上

技能実習1号の活動時間が1年の場合 **2か月**

海外で160時間の事前講習を受けている場合
技能実習1号での活動時間全体の1/12以上

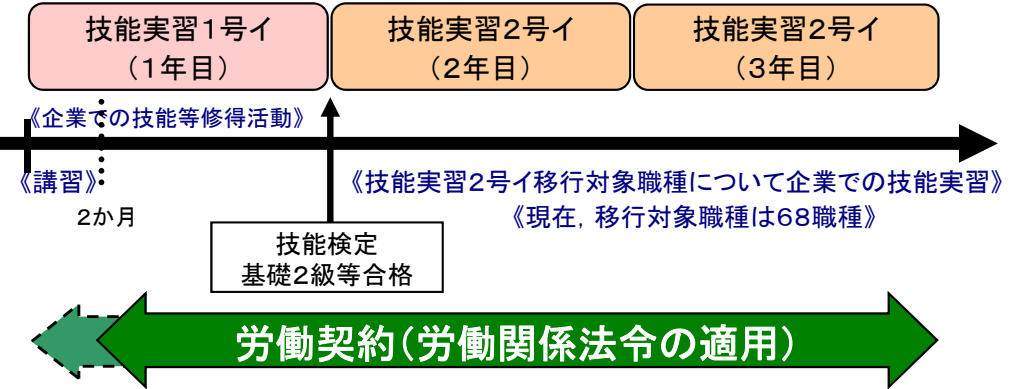
技能実習1号の活動時間が1年の場合 **1か月**

技能実習生の受入れ人数枠

実習実施機関の常勤職員の総数の1/20以内

(注) 常勤職員に, 外国にある事業所に所属する常勤職員及び技能実習生を含まない。

企業単独型受入れの概要図



実習実施機関の責務

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける雇用契約の締結

講習の実施

技能実習指導員の配置
(5年以上の経験を有する常勤職員)

生活指導員の配置

技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告

技能実習生用の宿泊施設の確保

帰国担保措置(技能実習生の帰国旅費の確保等)

技能実習実施状況に係る文書の作成及び保管

団体監理型による技能実習の概要

団体監理型での受入れが認められる団体（営利を目的としない団体）

商工会議所又は商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人及び公益財団法人、法務大臣が個別に告示した団体

「講習」について

○ 実習実施機関との雇用契約に基づいて技能等修得活動を実施する前に、本邦で一定期間以上、講義形式の講習の実施を義務付け

「講習」で修得する内容

日本語 修得技能に関する知識 生活一般に関する知識

技能実習生の法的保護に必要な情報（労働関係法令、入管法令など）※

※ 専門的な知識を有する外部講師が行うものに限る

など

「講習」を実施すべき時間数

技能実習1号口での活動時間全体の1/6以上

技能実習1号の活動時間が
1年の場合 **2か月**

海外の公的機関又は教育機関で1か月以上かつ
160時間以上の事前講習を行っている場合
技能実習1号口での活動時間全体の1/12以上

技能実習1号の活動時間が
1年の場合 **1か月**

受入れ人数枠

下の表の範囲内で、かつ、実習実施機関の常勤職員の総数を超えない人数

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
50人以下	3人

（注1）常勤職員に、外国にある事業所に所属する常勤職員及び技能実習生を含まない。

（注2）上記の受入れ人数枠の例外

- 職業訓練法人（社団かつ実習実施機関が中小企業者である場合を除く）による受入れ
- 公益法人（開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものを除く）による受入れ
- 農業を営む実習実施機関において、農業法人以外で受け入れる場合
- 漁業協同組合の監理の下で、船上における漁業を営まない法人以外の実習実施機関に受け入れる場合
- 漁業協同組合の監理の下で、漁船に乗船して行われる技能実習の場合

常勤職員の
1/20

2人以内

1隻につき
2人以内

団体監理型受入れの概要図

監理団体

監理団体による監査及び地方入国管理局への報告（3月に1回以上）

技能実習生からの相談に対応する体制の構築（相談員の配置等）

実習実施機関での技能実習継続が困難な場合に
新たな実習実施機関の確保に努めること

監理費用を徴収する場合は金額及び使途を明示すること
（技能実習生及び送出し機関への負担禁止）

講習の実施
講習施設の確保

技能実習実施機関に赴き
実施状況の確認・指導
（1月に1回以上）

技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告

帰国担保措置（技能実習生の帰国旅費の確保等）

講習の実施状況に係る文書の作成及び保管

監理団体による監理

技能実習1号口（1年目）

技能実習2号口（2年目）

技能実習2号口（3年目）

《企業での技能等修得活動》

《技能実習2号イ移行対象職種について企業での技能実習》

《講習》

2か月

技能検定
基礎2級等合格

《現在、移行対象職種は68職種》

雇用契約締結

実習実施機関との労使関係（労働関係法令適用）

実習実施機関

技能実習生用の宿泊施設の確保（監理団体も可）

労働者災害補償保険等の措置（監理団体も可）

日本人が従事する場合に受ける報酬と
同等額以上の報酬を受ける雇用契約の締結

技能実習指導員の配置（5年以上の経験を有する常勤職員）

生活指導員の配置

技能実習実施状況に係る文書の作成及び保管

技能実習2号移行対象職種 (平成26年4月現在 68職種126作業)

1 農業関係 (2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業*	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係 (21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業

4 食品製造関係 (7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業

5 繊維・衣服関係 (11職種20作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合捻糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係 (15職種27作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (10職種22作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
	プラスチック成形
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
	機械ろくろ成形作業
陶磁器工業製品製造*	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業

(注) *の職種は(公財)国際研修協力機構(JITCO)認定職種

技能実習生の受入れ人数枠

団体監理型

監理団体		実習実施機関	実習区分	人数枠	
職業訓練法人	社団	社員である中小企業者		特例人数枠	
		上記以外		常勤職員の20分の1	
	財団			常勤職員の20分の1	
公益社団・財団法人				常勤職員の20分の1	
商工会議所・商工会		会員		特例人数枠	
中小企業団体		組合員又は会員		特例人数枠	
農業協同組合（注2）		組合員で営農		法人	特例人数枠
				非法人	2人以内
漁業協同組合	組合員	船上漁業		2人以内	
			船上漁業以外	法人	特例人数枠
		非法人		2人以内	
法務大臣告示団体	「個人営農・漁業」以外			特例人数枠	
		個人営農		2人以内	
	漁業	船上漁業		2人以内	
		船上漁業以外	法人	特例人数枠	
		非法人	2人以内		

(注1) 常勤職員には、技能実習生(1号及び2号)は含まれない。

(注2) 監理団体が開発途上国に対する農業技術協力を目的とする公益社団・財団法人で、かつ、実習実施機関が農業を営む機関である場合は農業協同組合の受入れ人数枠と同様である。

技能実習生の受入特例人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
50人以下	3人

(注1) 技能実習生(1号)の人数が、常勤職員の総数を超えないこと。

(注2) 船上漁業の場合は、技能実習生(1号及び2号)の人数が、各漁船につき乗組員(技能実習生を除く)の人数を超えないこと。

企業単独型

実習実施機関の常勤職員総数		技能実習生の人数
A		常勤職員総数の20分の1
B	301人以上	常勤職員総数の20分の1
	201人以上 300人以下	15人
	101人以上 200人以下	10人
	51人以上 100人以下	6人
	50人以下	3人

(注1) 常勤職員には外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生(1号及び2号)は含まれない。

(注2) Bは法務大臣が告示をもって定める場合。技能実習生(1号)の人数が、常勤職員の総数を超えないこと。

①単純作業ではないこと

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。＜法務省上陸基準省令＞

②送出し国の実習ニーズに合致すること

- 技能実習生の母国において修得することが不可能又は困難であること。＜法務省上陸基準省令＞
- 技能実習生が帰国後、我が国において修得した技能等を活かすことが予定されていること。
＜法務省上陸基準省令＞

③実習の成果が評価できる公的評価システムがあること （技能実習2号移行の要件）

- 対象技能等に係る公的評価システム（技能検定その他これに準ずる検定又は試験（※））があること＜法務省変更基準省令＞
 - ※ 技能検定に準ずる検定又は試験は、有識者による公的評価システム認定会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を審議の上認定し、公表することとしている。＜厚生労働大臣公示＞
（参考）68職種126作業のうち、15職種43作業が公的評価システム認定会議により認定されたもの。

※法務省上陸基準省令：出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令

法務省変更基準省令：出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令

厚生労働大臣公示：「技能実習制度推進事業運営基本方針」（平成5年4月5日厚生労働大臣公示）

技能実習2号移行対象職種の新規認定について

業所管官庁へ相談

- ・業として2号移行対象職種へ追加することについての是非
- ・業界内で意思統一されているかどうか等

厚生労働省外国人研修推進室へ相談

【技能実習対象職種の要件】

1. 単純作業ではないこと
2. 送出国の研修・実習へのニーズがあること
3. 実習の成果が評価できる公的評価システムがあること

既存の枠組み(技能検定、既存の公的評価システム)で対応できるか？

※ 既存の作業内容についてはJITCOで確認

できる

既存の技能実習の入国手続き

できない

技能検定職種の範疇か？

※判断が困難な場合は、能力評価課へ相談

範疇である

技能検定職種の基礎級創設について、厚生労働省能力評価課へ相談

範疇でない

公的評価システムの認定について、JITCOへ相談

【検証】

1. 試験実施機関の適格性の要件
2. 職種としての適格性の要件
3. 基となる日本人向け評価システムの要件
4. 評価の内容及び評価基準に係る要件
5. 他の評価制度との調整要件

日本人向け評価システムがない

日本人向け評価システムの作成・試行運用

日本人向け評価システムがある

日本人向け評価システムについて業所管省庁の承認取得

技能実習生向け評価システムの整備、申請(申請書類の提出)

公的評価システム認定会議において審議

認定

技能実習2号移行対象職種として新規認定

公的評価システム認定会議により認定を受けた公的評価機関一覧

職種名	試験実施機関	電話番号
耕種農業	全国農業会議所	03-6910-1121 (代)
畜産農業		03-6910-1124 (直)
漁船漁業	一般社団法人 大日本水産会	03-3585-6682
養殖業		
建設機械施工	一般社団法人 日本建設機械施工協会	03-3433-1501 (代)
缶詰巻締	公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会	03-5256-4801
食鳥処理加工業	一般社団法人 日本食鳥協会	03-5289-7890 (代)
加熱性水産加工食品製造業	全国水産加工業協同組合連合会	03-3662-2040 (代)
非加熱性水産加工食品製造業		
紡績運転	一般財団法人 日本綿業技術・経済研究所	06- 6203- 5161 (代)
織布運転		
溶接	一般社団法人 日本溶接協会	03-5823-6325
たて編ニット生地製造	日本経編協会	0776-27-0771
カーペット製造	日本カーペット工業組合	06-6809-2868
陶磁器工業製品製造	一般財団法人 日本陶業連盟	052-935-7231

在留資格「技能実習」の定義（入管法抜粋）

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(抜粋)

(在留資格及び在留期間)

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格(高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

別表第一の二 二

在留資格	本邦において行うことができる活動
技能実習	<p>一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)</p> <p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)</p>

設立許可

平成3年9月19日（平成24年4月1日付けで内閣府所管の公益財団法人に移行※）

※なお、平成23年度以前は法務省・外務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省の5省共管

目的

国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力に資するため、外国人技能実習生の受入れの拡大と円滑化を図り、我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等に積極的に移転し、もってこれらの国の人材の育成と経済社会の発展に寄与する。

主な事業

- (1) 外国の政府機関との定期協議、入国・在留関係申請書類等の事前点検・取り次ぎサービスの実施等
- (2) 監理団体、実習実施機関への巡回指導（安全衛生に関するものも含む）等による法令遵守、技能実習制度の適正化の支援
- (3) 技能実習1号から2号への移行評価の実施による技能実習の成果向上に関する支援
- (4) 外国人技能実習生に対する母国語相談、安全衛生と災害補償等による支援
- (5) 総合情報誌「かけはし」の発行、ホームページによる情報発信等の広報・啓発活動

組織等及び職員数

本部に総務部、出入国部、国際部、企業部、能力開発部の5部がある。

他に地方駐在事務所（13か所）がある。

※地方事務所：札幌、仙台、水戸、東京、富山、長野、名古屋、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本

職員数：247名（派遣職員を含む）うち地方事務所100人

役員

会長	西田厚聰	
理事長	栃木庄太郎	
専務理事	新島良夫	他 理事9名 監事3名

基本財産及び運営経費

平成24年度末時点 基本財産：10億600万円

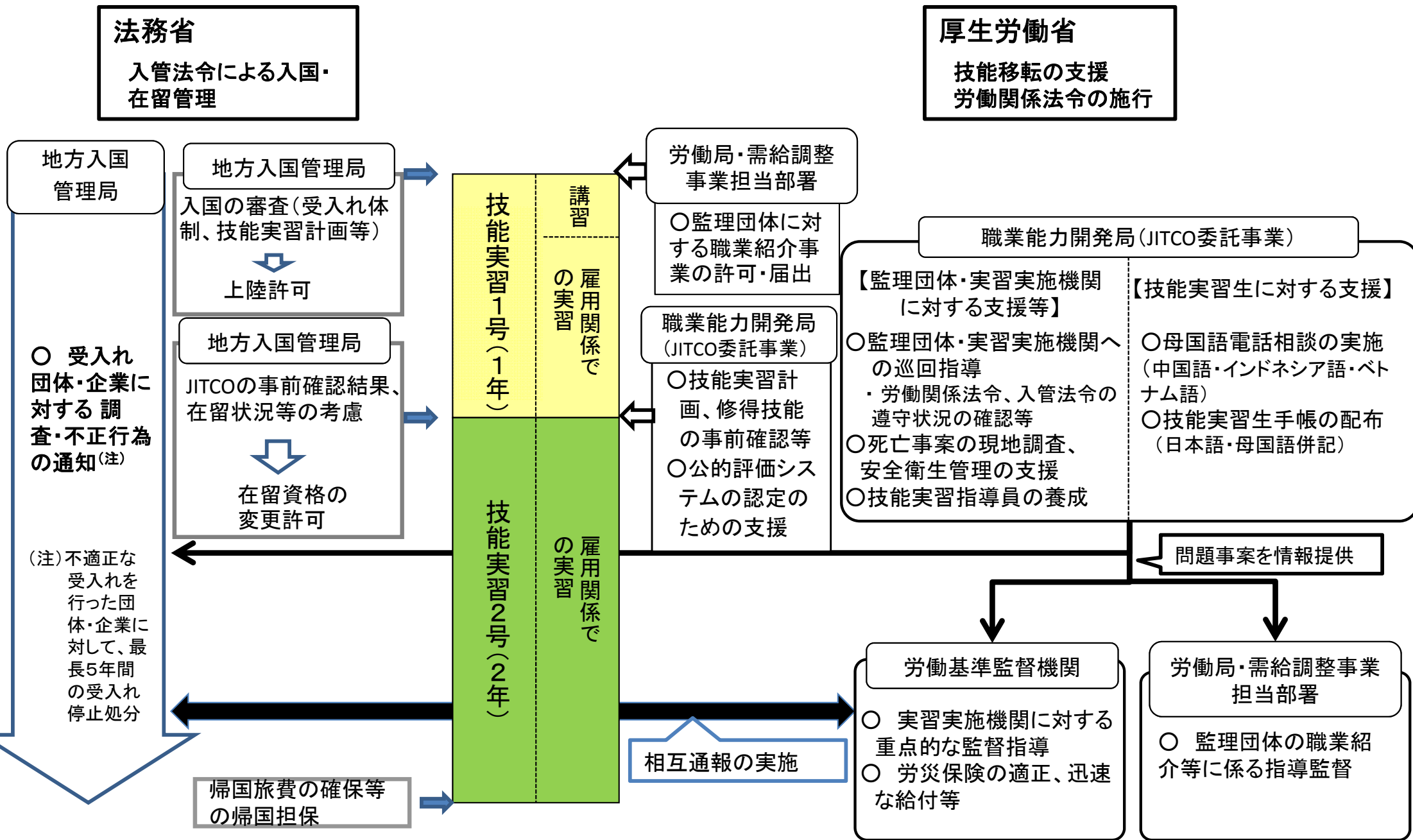
平成24年度収入：20.7億円

基本財産運用収入0.07億円 賛助会費収入12.3億円 事業収入3.9億円 国からの委託費収入4.2億円 等

本部所在地

東京都港区浜松町1丁目18番地16号 住友浜松町ビル4階

技能実習制度における役割分担



技能実習制度の適正化のための具体的な取組(平成26年度予算)

技能実習制度推進事業実施機関

※下線部は26年度拡充分

技能実習制度推進事業(334,854千円)

【技能実習制度の円滑な推進】

○受入れ団体・企業への巡回指導

- ・労働関係法令、入管法令の遵守状況の確認に加え、技能検定等の受験勧奨
- ・総務省勧告(平成25年4月19日)に基づき、
 - ①1号の技能実習生のみの受入れを行う受入れ団体・企業への巡回指導の実施
 - ②巡回指導及び関係行政機関への情報提供の基準の作成
 - ③監理団体による監査の実施状況の確認を実施

○母国語電話相談の実施

- ・母国語相談の回数の拡充を図るとともに、フィリピン人技能実習生を対象にフィリピン語の電話相談を新設する

○不正行為認定時等の実習継続支援

【技能評価等の実施】

○技能実習2号移行に係る技能実習計画、修得技能等の事前確認等

○公的評価システムの認定のための支援

【技能実習指導員の養成等】

○技能実習生手帳の配布

- ・1号のみの受入を行っている実習実施機関の実習生も配布対象として追加

○技能実習指導員に対する講習会開催

○連絡協議会開催

- ・総務省勧告に基づく監理団体に対する実践的な研修を実施

安全衛生等で問題がある受入機関は防対事業で措置

技能実習生に対する疾病・事故防止対策事業(78,784千円)

●安全衛生対策・メンタルヘルス対策に係る相談・援助の実施

- ・安全衛生に関する違反が最も多く、技能実習制度の適正な運用のためには安全衛生対策、メンタルヘルス対策を強化する必要があるため、巡回指導件数を増加させるとともにメンタルヘルス対策に関する周知啓発資料の配付を行う

安全衛生対策 800件 メンタルヘルス対策 200件

- ・安全衛生対策講習会の開催

●事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリストの作成

●労災保険制度の助言・指導

問題事案を
情報提供

労働基準監督機関

- 実習実施機関に対する重点的な監督指導
- 労災保険の適正、迅速な給付等

労働局・需給調整事業担当部署

- 監理団体の職業紹介等に係る指導監督

相互通報
の実施

出入国管理機関

- 受入れ団体・企業に対する調査・不正行為の通知^(注)

(注) 不適正な受入れを行った団体・企業に対して、最長5年間の受入れ停止処分

問題事案を
情報提供

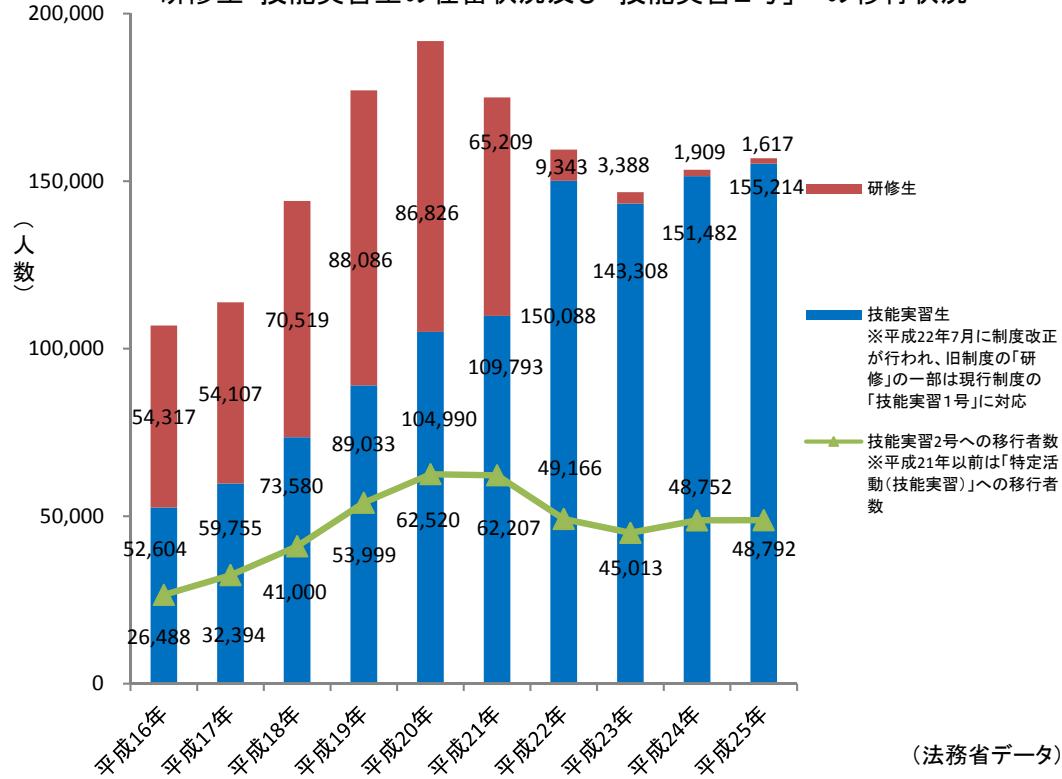
制度の現状について

技能実習制度の現状

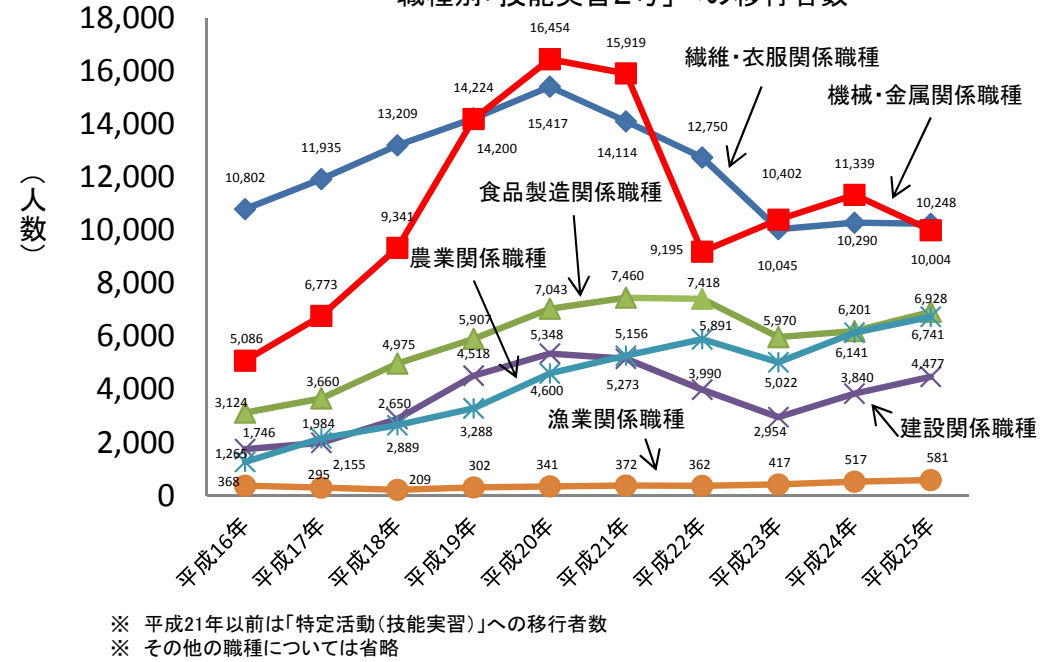
1 平成25年末の技能実習生の数は、155,214人
 ※技能実習2号への移行者数は、48,792人

3 全体で68職種あり、受入人数の多い職種は、
 ①繊維・衣服関係 ②機械・金属関係 ③食品製造関係

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況

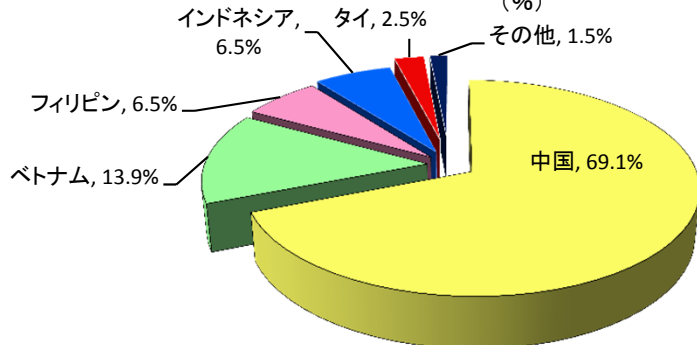


職種別「技能実習2号」への移行者数



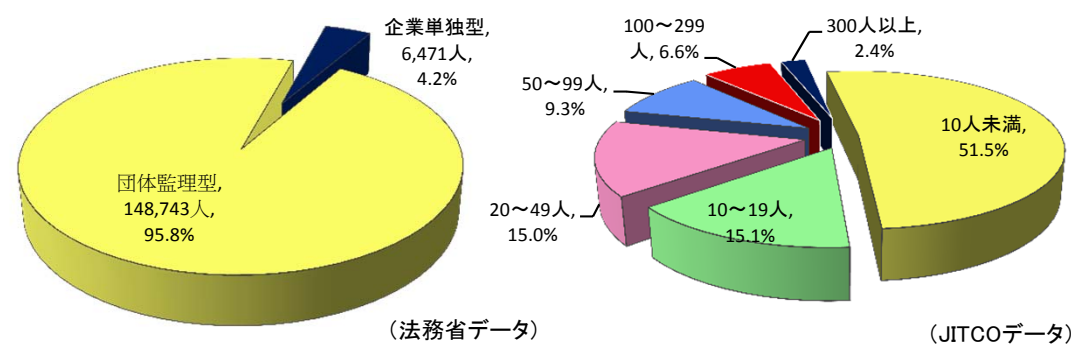
2 受入人数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③フィリピン

平成25年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比 (%)



4 団体監理型の受入れが95.8%
 実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成25年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数 平成25年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比 (団体監理型)



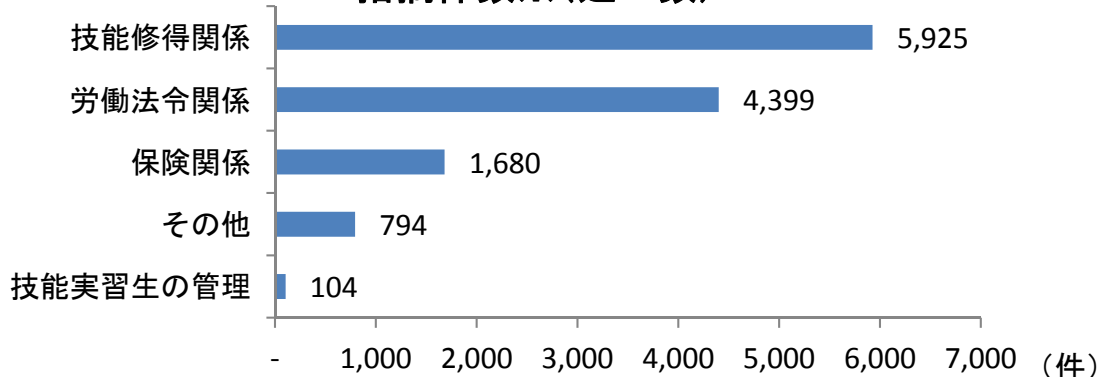
JITCOが実施している監理団体及び実習実施機関への巡回指導

指導・助言等の方法

- ◎ (対監理団体) 面接によって、実習実施機関に対する監理・指導状況を確認。
- (対実習実施機関) 直接訪問によって、実習計画と実際の作業にミスマッチはないか、賃金不払等の不適正な雇用管理が行われていないかをチェック。その際、技能実習生等と面談し、技能実習の進捗状況、処遇、健康状態等についての情報も直接収集。
- ◎ 問題を把握した場合は、文書又は口頭による指導を実施し、必要に応じて、改善状況報告書の提出等を求めている。また、重大な問題がある場合は、関係当局へ通報している
- ※ なお、監理団体及び実習実施機関が、技能実習が適正に実施されているか自ら点検するための点検表を送付し、自主的な改善も促している（平成25年度；監理団体あて1,834機関、実習実施機関あて20,907機関）

直近の実績

平成25年度 実習実施機関に対する巡回指導の指摘件数※(延べ数)



※ 企業向け巡回指導件数 7,929件、但し1件の指導に複数項目の指摘あり

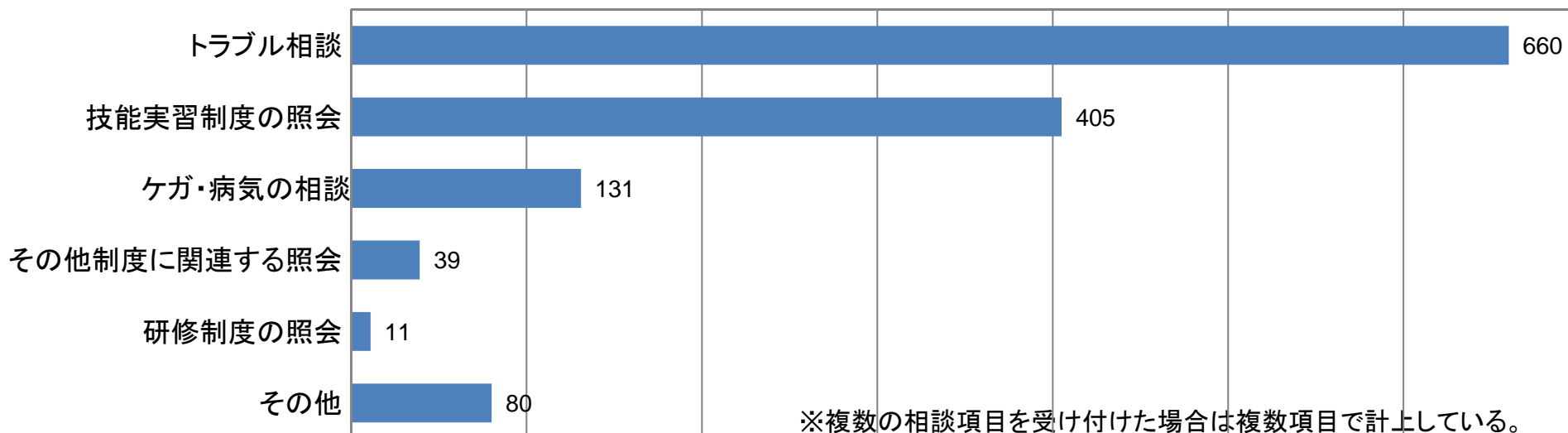
	23年度	24年度	25年度
巡回指導件数	11,280	10,671	8,592
改善指導件数	9,730	9,187	7,390

JITCOが実施している母国語相談結果

- 相談件数は平成22年度が2,568件に対して平成25年度では1,327件と減少傾向にある
- 平成25年度における相談の内容はトラブル相談(660件)が多く、技能実習制度の照会(405件)、ケガ病気(131件)がこれに続く。

	23年度	24年度	25年度
相談件数	1,750	1,504	1,327
行政への通報件数	84	94	71

平成25年度 母国語相談の結果（受付件数 1,327件）



技能実習における技能修得の評価

- 技能実習の趣旨を踏まえると、技能実習2年目、3年目に技能検定等を受験することは
 - ① 技能実習生にとって明確な目標ができること
 - ② 技能実習生を指導する指導員が受験の成績に基づく日々の指導及び技能実習生による取り組みを行うことができることから、技能の向上が期待できる。
- 技能実習修了時、技能検定等を受験するよう指導しているものの実際に受験している技能実習生が少ない。

	平成25年度
前々年度の2号移行申請者数(技能実習3年目)	51,109人
技能検定 3級受験者数及びJITCO認定専門級	132人
合格者数	118人
前年度の2号移行申請者数(技能実習2年目)	53,791人
技能検定 基礎1級受験者数及びJITCO認定中級	219人
合格者数	188人

資料出典:JITCO認定受験者数、合格者数:(公財)国際研修協力機構
技能検定受験者数、合格者数:中央職業能力開発協会

技能実習生の賃金

- 技能実習生の報酬は、入国基準等(法務省令)において「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」と規定
- 技能実習生の平均賃金(約12万円)は最低賃金、中学卒(15歳)などの水準に近く、高卒初任給より4万低い、製造業の生産労働者の平均より約7万円低い水準

技能実習生の賃金

		2012年度
2号移行申請者の支給予定賃金※		平均 12.4万円
受入れ形態別	2号イ(企業単独型)	13.1万円
	2号ロ(団体監理型)	12.5万円
性別	男性	12.9万円
	女性	12.2万円
職種別	機械・金属	13.1万円
	建設	12.9万円
	繊維・衣服	12.0万円
	農業	12.0万円

※2012年度、雇用条件における支払い概算月額、基本賃金及び各種手当での合計であり、時間外労働賃金等は含まない。

資料出典：(公財)国際研修協力機構

最低賃金(2012年度)

都道府県の中の最低時間額 (島根及び高知)	652円
都道府県の中の最低月額(1日8時間、月22日とした額) (島根及び高知)	11.5万円
全国平均時間額	749円
全国平均月額(1日8時間、月22日とした額)	13.2万円

賃金構造基本統計調査(2012年)での所定内給与額

中学卒(15歳)	男子	13.3万円
	女子	13.2万円
高校卒の初任給		15.8万円
洋裁工(女子全体)		14.6万円
ミシン縫製工(女子全体)		13.6万円
製造業の生産労働者の賃金は20~24歳 (技能実習生が最も多い年齢層)	男子	19.3万円
	女子	16.5万円

帰国技能実習生フォローアップ調査

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を終了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で習得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

平成22年7月施行の改正入管法に基づく技能実習制度において、3年間の技能実習を終了した技能実習生のうち、2013年8月から2013年11月に帰国した11,731名（中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びタイ）

3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体（又は実習実施機関）及び企業単独型受入れ企業に対し、対象人数分の母国語調査票をリストと共に送付、本人への配布を依頼
- (2) 調査対象者は帰国後調査票に回答し、帰国日より1か月以内に母国で投函、郵送、FAX又は電子メールにてJITCOに調査票を返送
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式による

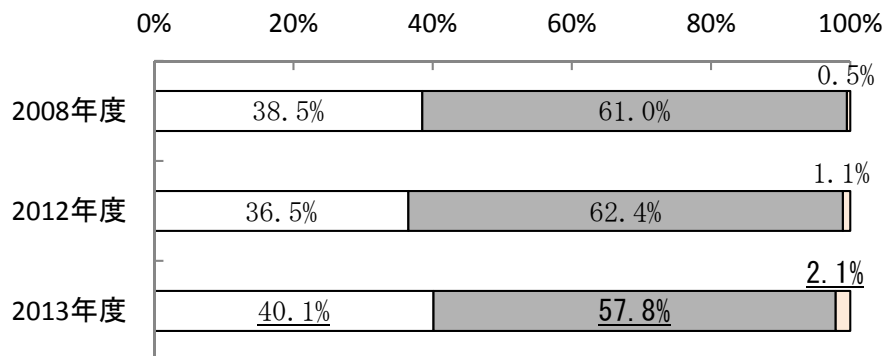
4. 有効回答数・回収率（2013年度）

調査対象数	有効回答数	回収率
11,731	1,810	15.4%

有効回答者の内訳

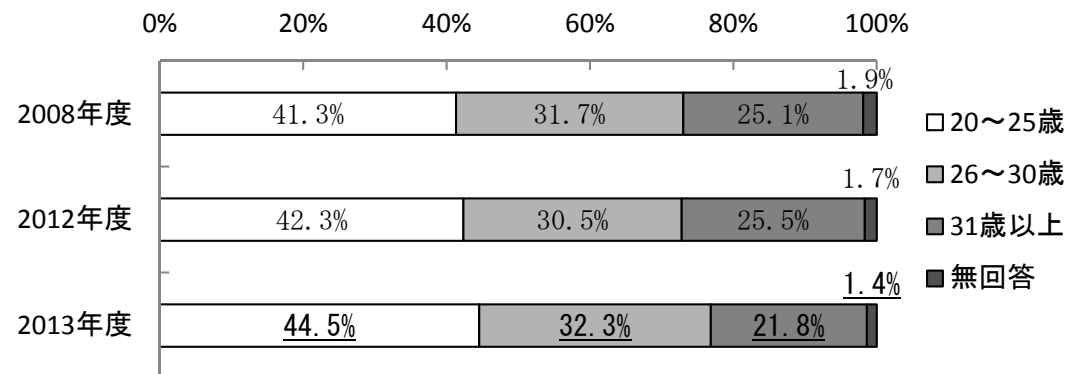
技能実習生の性別

各年の傾向に特段の差はなく、いずれも「女性」の方が多くなっており、6割程度を占める。



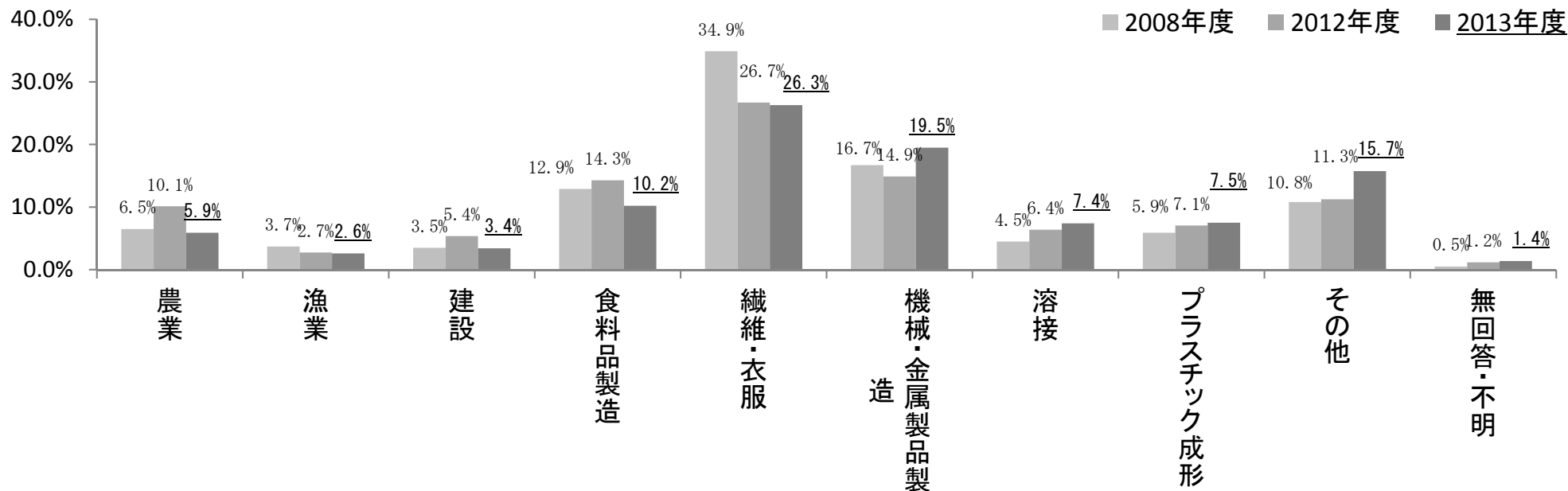
技能実習生の年齢

各年の傾向に特段の差はなく、いずれの年においても「20～25歳」が最も多い。年齢層が上がると割合は減少する。



技能実習生の職種

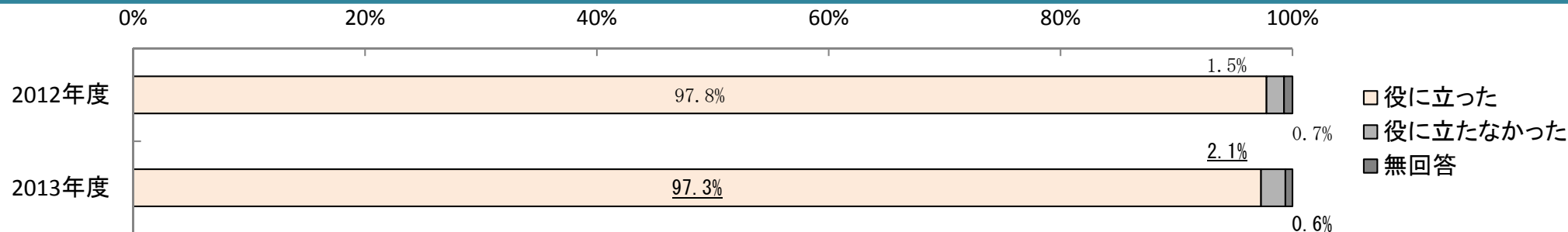
上位職種を見ると、いずれの年においても「繊維・衣服」が最も多い。続く2職種は「食料品製造」及び「機械・金属製品製造」であるが、年により順位が入れ替わる。また、「溶接」及び「プラスチック成形」が微増傾向にある反面、「漁業」は微減傾向にある。



技能実習の効果(調査結果①)

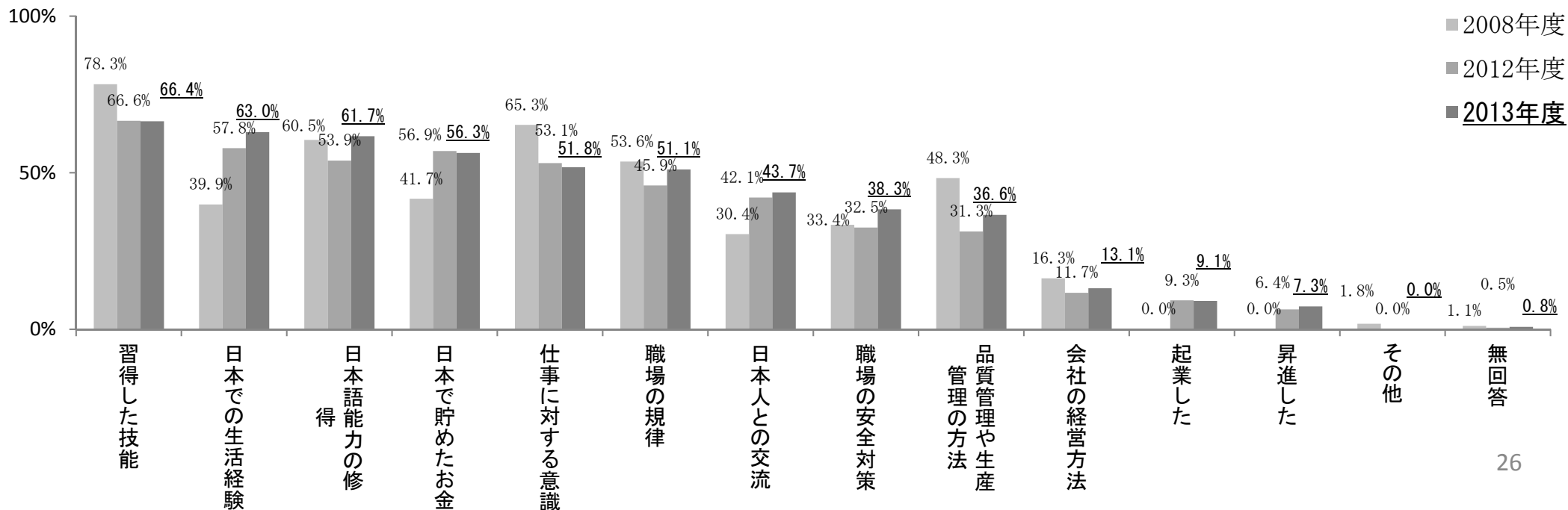
技能実習の効果

技能実習期間を通じ学んだことが「役に立った」とする回答は、いずれも全体の97%強となっており、概ね本人にとってプラスの経験と捉えている傾向が見て取れる。



役に立った内容

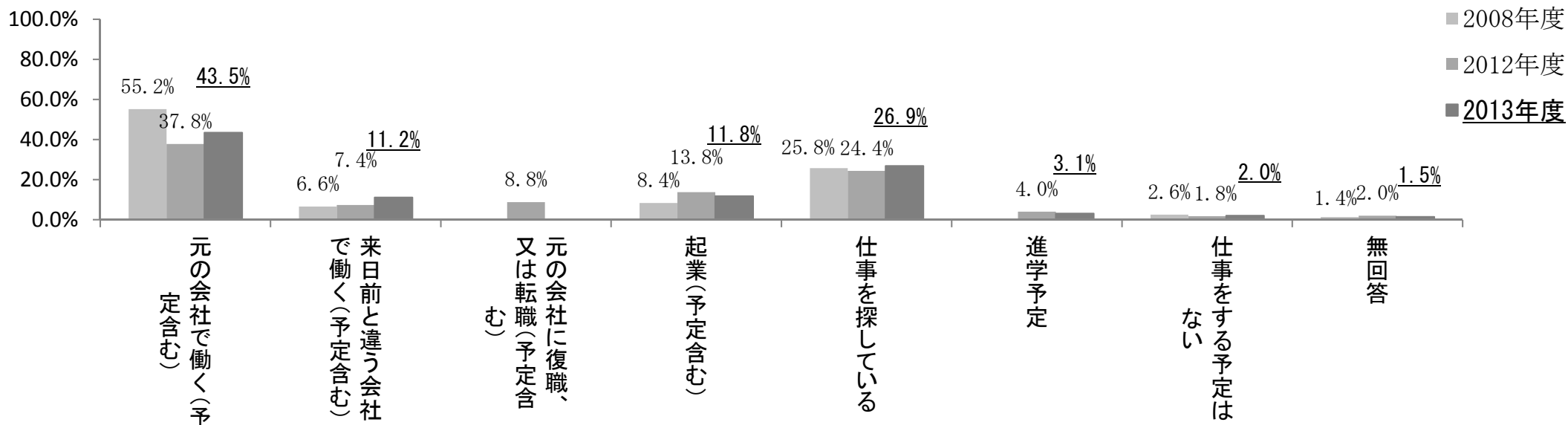
役に立った具体的な内容について比較すると、いずれの年においても「習得した技能」の割合が最も高い。また、「日本での生活経験」の割合が増加傾向にある。



帰国後の就職状況(調査結果②)

帰国後の就職状況

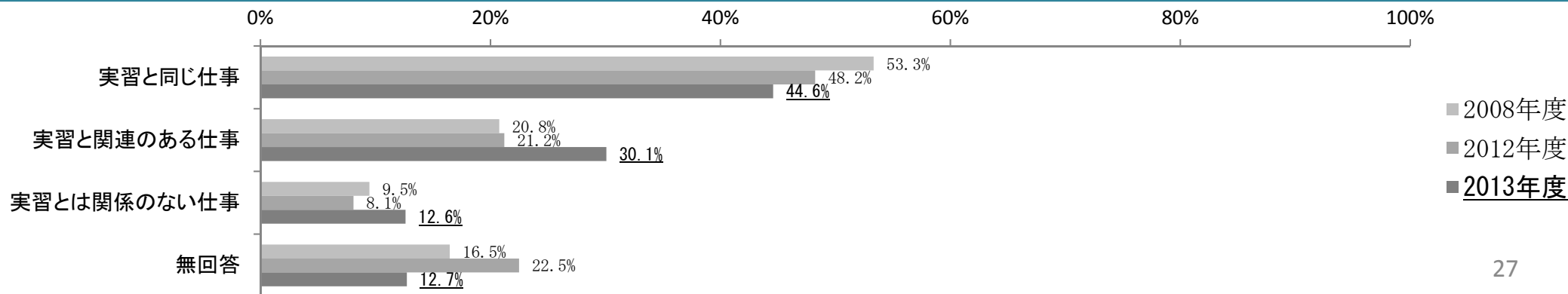
帰国後の就職状況について「元の会社で働く(予定含む)」と回答した者は2013年度で4割強となっている。また、帰国後、「仕事を探している」と回答したものは2013年度で3割弱となっている。



※「元の会社に復職、又は転職(予定含む)」については2013年度及び2008年度の調査時においては選択肢に入っていない。
 「進学予定」については2008年度の調査時においては選択肢に入っていない

従事する仕事の内容

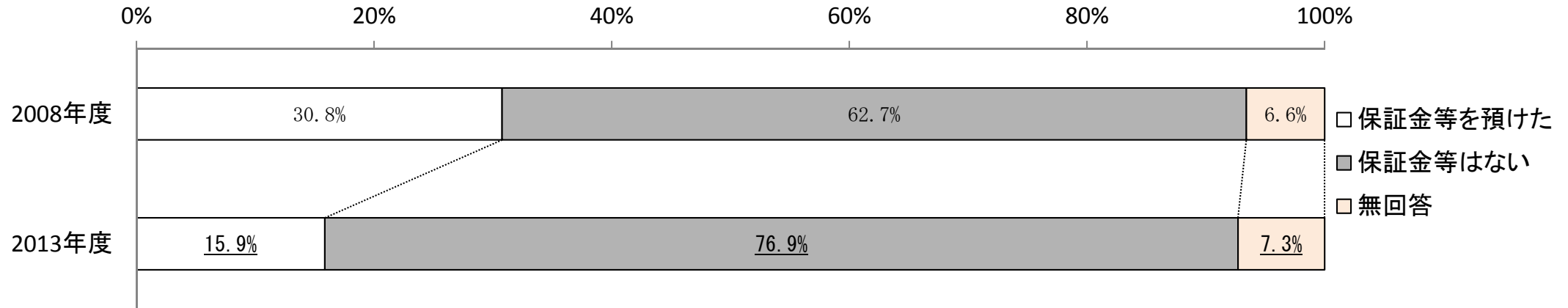
従事する仕事の内容は「実習と同じ仕事」と回答した者は、2013年度は44.6%となっている。但し、「実習と関連のある仕事」を含めると2013年度では74.7%である。また、「実習と関係ない仕事」と回答したものは2013年度では12.6%となっている



保証金の有無等(調査結果③)

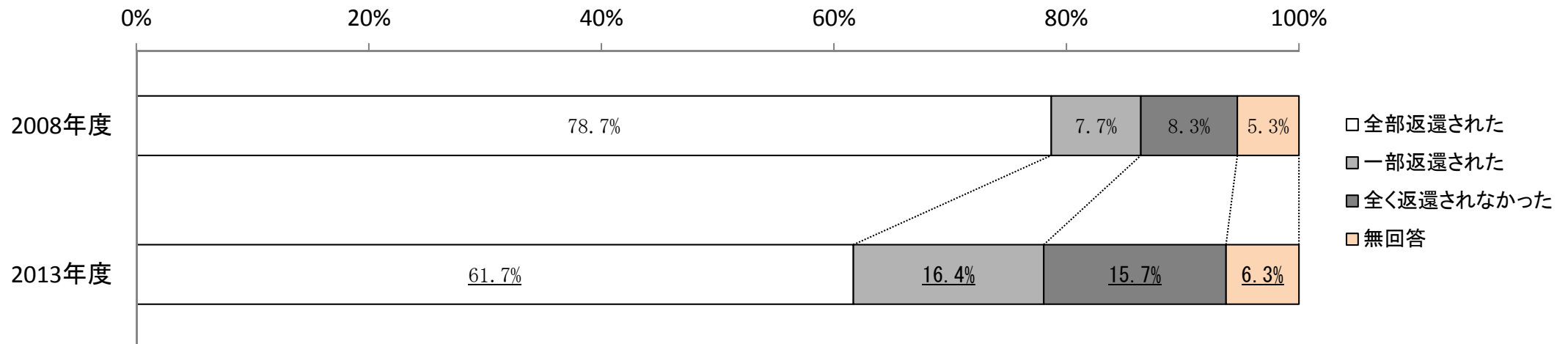
保証金等の有無

2013年度及び2008年度については、保証金を預けたかどうかを尋ねたところ、2013年度の「保証金等はない」の割合は2008年度に比べ15%程度高くなっている(2012年度は設問無)。



保証金等の返還の有無

「保証金等を預けた」の回答者については、併せて返還状況についても尋ねたところ、2008年度に比べ2013年度は「全額返還された」とする回答の割合が17%程度減少し、「全く返還されなかった」の割合が7%以上増加している。

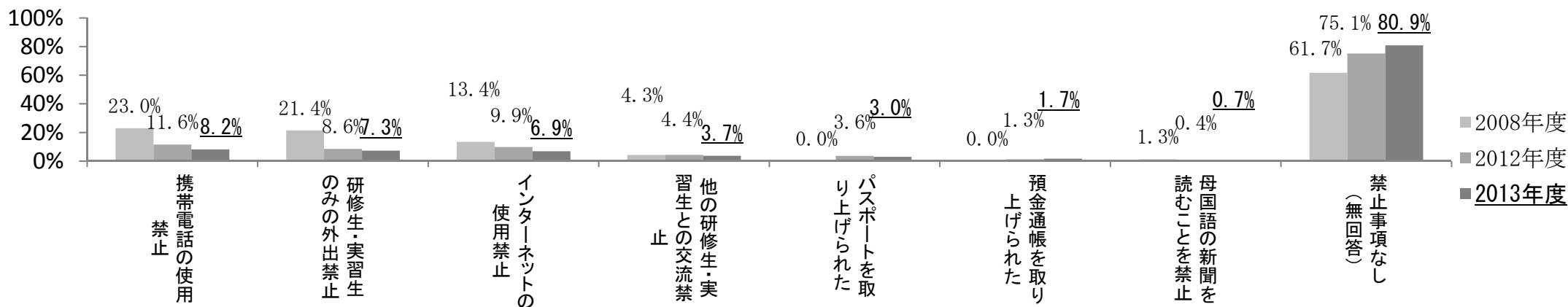


※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出し機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

在留中の問題の有無(調査結果④)

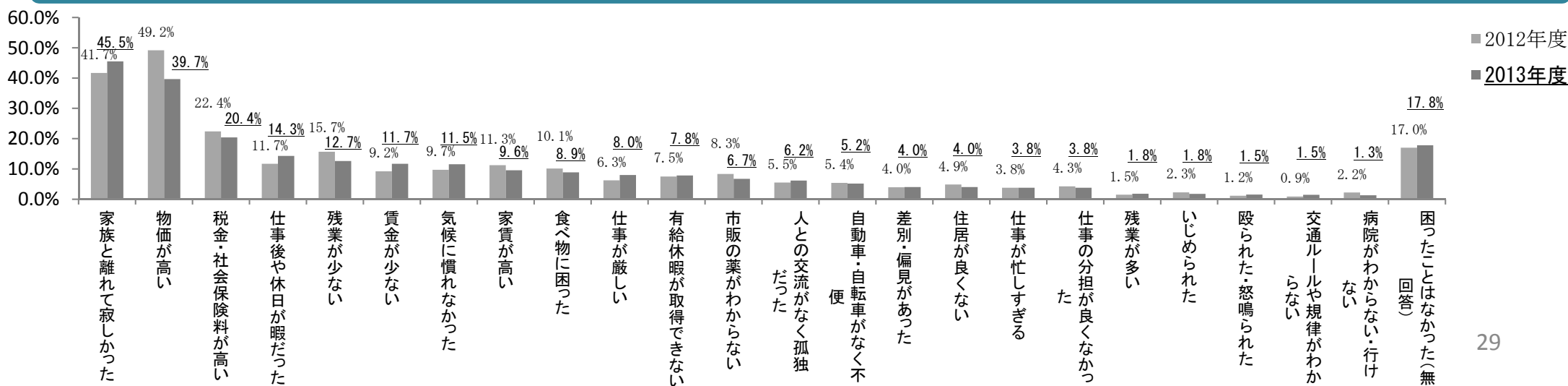
実習期間(在留)中の禁止事項

禁止事項がないと推定される回答(無回答)については、全体の6割~8割程度となっており、年度間の比較においては増加の傾向にある。禁止事項があったかどうかについて尋ねたところ、いずれの年度も同じであり、「携帯電話の使用禁止」、「研修生・実習生のみの外出禁止」及び「インターネットの使用禁止」が上位3位となっているがその割合が減少傾向にある。



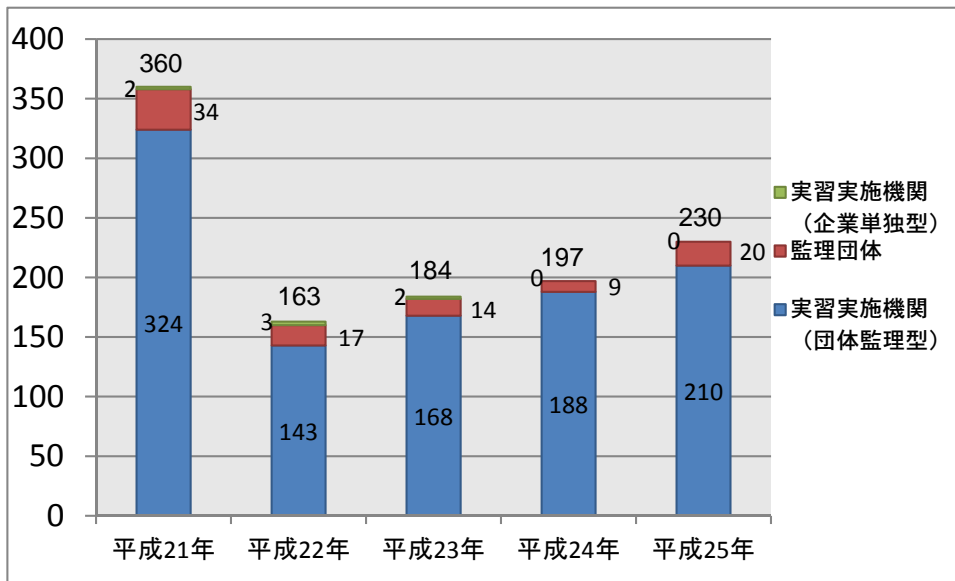
実習期間(在留)中に困ったこと

日本在留中にコミュニケーション以外について困ったことがあったかどうかを尋ねた(2008年度は設問無)ところ、困った内容については、いずれの年度も同じであり、「家族と離れて寂しかった」、「物価が高い」及び「税金・社会保険料が高い」が上位3位となっている。



出入国管理機関や労働基準監督機関による取締実績

出入国管理機関による技能実習生受入れ団体・企業に対する不正行為認定



平成25年受入れ形態別「不正行為」機関数及び 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

企業単独型		0機関 (0%)
団体 監理型	監理団体	20機関 (8.7%)
	実習実施機関	210機関 (91.3%)

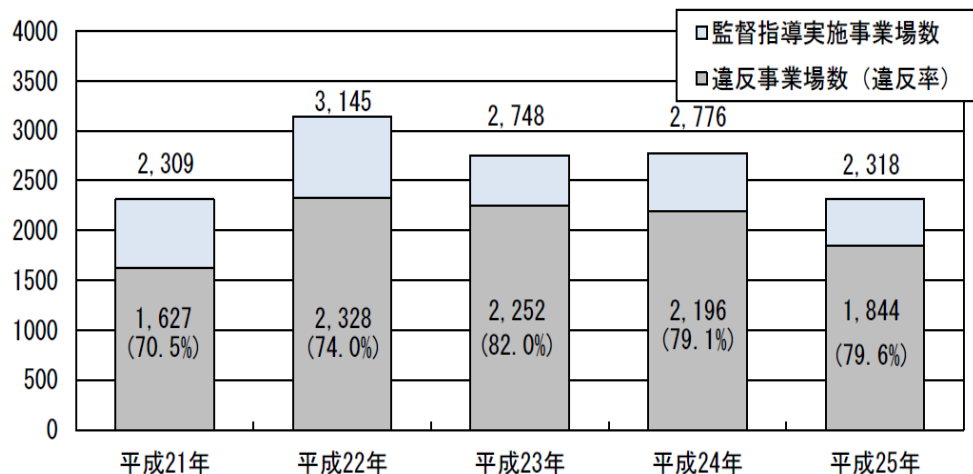
繊維・被服関係	75
農業・漁業関係	79
食品製造関係	15
機械・金属関係	7
建設関係	16
その他	18
合計	210

平成25年類型別「不正行為」件数

- 労働関係法令違反 124件 (33.9%)
- 研修・技能実習計画との齟齬 87件 (23.8%)
- 講習期間中の業務への従事 79件 (21.6%)

(注)「不正行為」件数は計366件(一つの機関に対して、複数の類型により「不正行為」を通知する場合がある。)

労働基準監督機関による実習実施機関に対する監督指導



平成25年における主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数 (違反率)
安全衛生関係 (労働安全衛生法関係)	1,142 (49.3%)
うち健康診断 (労働安全衛生法第66条)	275 (11.9%)
労働時間 (労働基準法第32条)	692 (29.9%)
割増賃金不払 (労働基準法第37条)	463 (20.0%)
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	331 (14.3%)
賃金不払 (労働基準法第24条)	272 (11.7%)
寄宿舎関係 (労働基準法第96条)	146 (6.3%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	83 (3.6%)

制度の見直しについて

平成21年改正入管法の附則及び附帯決議（抜粋）

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号） 附則（平成二一年七月一五日法律第七九号）（抜粋）

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

衆議院法務委員会 附帯決議 （平成21年6月19日）

1～7（略）

8 外国人研修生・技能実習生の受入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての活用が横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境におかれることのないよう、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。

9 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。

10 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。

11、12（略）

参議院法務委員会 附帯決議 （平成21年7月7日）

1～10（略）

11 外国人研修生・技能実習生の受入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての取扱いが横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な住環境・就労環境に置かれることのないよう、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。

12 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。

13 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置に留まるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。

14、15（略）

「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—」の 勧告に対する改善措置状況（26年1月17日）

勧告先：法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
勧告日：平成25年4月19日 回答日：平成25年12月26日～26年1月15日

主な勧告（調査結果）

主な改善措置状況

1 技能実習生の受入れ

（1）監理団体による監査の適正化

① 監査の報告漏れ監理団体に対する督促

- ・技能実習生を受け入れている実習実施機関等が未リスト化
- ・地方入国管理局から不正行為認定を受けた90機関中7機関について、監査結果報告が提出されていたか未確認

② 監理団体による監査の厳正な実施の確保

- ・不正行為認定を受けた83機関中81機関について不正行為を未指摘
- ・監理団体と実習実施機関の間には一定の利害関係あり
- ・具体的な監査の視点、手順、方法等が未提示

（2）推進事業実施機関による巡回指導の適正化

① 技能実習1年目の実習生を巡回指導の対象化

- 技能実習1年目の者のみを受け入れている監理団体（推計195団体）及び実習実施機関（同2,119機関）が巡回指導の対象外

② 巡回指導の徹底

- 不正行為認定を受けた60件のうち59件は巡回指導において当該行為を未指摘

③ 技能実習制度推進事業の競争性向上

- JITCOによる1者応募・1者応札が継続、競争性向上策が不十分

④ 在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化

- 在留資格認定証明書の取次業務をJITCOの賛助会員以外に未実施

（3）技能実習制度の効果の検証

○ 制度の運用状況の把握と効果の検証

- 帰国時等における技能修得状況を確認するための技能検定等の受験率が1%未満。実習生が単純労働力として雇用されている実態が危惧

① 平成25年度中に監理団体及び実習実施機関に関するリストを作成し、監査結果が未報告の監理団体に対し、報告を督促（法務省）

② 推進事業実施機関が巡回指導において第三者的な立場から監理団体による監査の実施状況を確認
監理団体に向けた監査手法等に関する実践的な研修を実施（法務省、厚生労働省）

① 平成26年度から、技能実習1年目の者のみを受け入れている監理団体、実習実施機関も巡回指導の対象（厚生労働省）

② 巡回指導の指導基準及び地方入国管理局又は労働基準監督機関への情報提供基準を作成し、推進事業実施機関に提示（厚生労働省）

③ 総合評価落札方式の導入に向け仕様書等作成中（厚生労働省）

④ 申請取次制度の在り方について検討中（法務省）

今後の技能実習制度の在り方の議論に資するため、実習生に対し平成25年8月からフォローアップ調査等を実施し、平成26年度を目途に技能実習制度の効果を検証（法務省、厚生労働省）

問題意識

- わが国と世界が直面する諸課題を克服し、持続可能な成長を実現し、真に日本経済を再生するためには、強靱な企業経営の基盤や産業構造を再構築することが必要
- 労働力を強化するには、若者、女性や高齢者の活躍促進により全員参加型の経済社会を実現することが肝要。
- 持続可能な成長を確保するためには、高い技能と知識を有した外国人材をこれまで以上に積極的に活用することも重要。

技能実習制度の見直し

(1) 深化と拡大

- ① 外国人技能実習制度の期間延長
- ② 受入人数枠の拡大
- ③ 2号移行職種 of 拡大
- ④ 技術進歩、多能工化ニーズ等の対応
- ⑤ 早期融和促進のための入国前研修の充実
- ⑥ 技能実習の評価制度等 of 見直し

(2) ガバナンスの強化

- ① 監理団体の改革
- ② 技能実習中核機関の明確化と機能・体制強化
- ③ 国内失踪に対する摘発強化及び罰則の明確化
- ④ 帰国後のフォローアップ

(3) 生活者としての受入

- ① 日本教育及び日本文化の共有 ② 期間延長に見合った諸待遇の改善

その他

- (1) 新たな就労制度の検討 (2) 高度人材の受入拡大 (3) 国民的論議と今後の検討

3. 人間力の強化

(略) 外国人技能実習生に関しては、その受入枠拡大と滞在期間延長を図るとともに、受入機関等のガバナンス強化などを図る。(略)

(2) 外国人材の活用促進

① 外国人技能実習制度の深化と拡大

● 期間延長

現在最大3年間とされている技能実習期間を終えた技能実習生については、一定の要件を満たした成績優秀者の中で、優良な企業・監理団体の下で、本人も企業も希望する場合に限って更に2年間程度の期間延長を認める方策や、又は帰国後一定期間経過した場合であって、本人並びに実習機関双方の合意を前提に、同様の成績優秀者、優良な企業・監理団体に限り、2年間程度の再入国後の技能実習継続を認めるなどの方策を考える。

● 受入人数枠の拡大

(略) より実態に即したきめ細やかな受入人数枠設定を行うよう見直しをするとともに、受入人数枠自体も、上記の問題意識により、過去数年にわたり技能実習生の受入れ実績があり、かつ、不正行為などなく適正な運営を行なっているなど優良と認められる企業・監理団体について、付加的な人数増(現行の倍程度)を認める。

● 2号移行職種の拡大

2年以上の技能実習が可能となる、いわゆる「2号移行職種」としては、現在68の職種が認められているが、それ以外にも林業や飲食サービス業、惣菜製造業などで、職種拡大への要望が聞かれることから、これらの業種について、2号移行職種への拡大を検討する。

● 技術進歩、多能工化ニーズなどへの対応

(略) 技術進歩に応じた職種指定、資格試験化を行なうとともに、産業毎の変化に応じて関連する職種の組み合わせを一層柔軟にする制度改正も検討する。

● 技能実習の評価制度などの見直し

(略) 技能実習の評価試験の詳細内容は全国一律のものに限らず、都道府県などが関与して地場産業や特産品に対応した試験を認めることや、技能実習の評価試験の内容を技術革新の進展や現場の実態に合わせて見直すことにより、より柔軟で現代的な評価制度へと進化させる。

● 技能実習制度の運営・指導機関の位置づけの明確化と機能・体制強化

(略) JITCOの法人形態を法律に基づく認可法人にするとともに、制度上の位置づけの明確化をし、最終的な国による監督責任を明確にした上で、法律に基づく立入検査権限を付与し、技能実習生の増加に伴って制度の適正運営確保のために拡大する業務へ必要となる体制強化とそのための予算、人材確保などを行う。また、同法人の抜本的な組織改革断行を通じ、内部ガバナンスも民間出身者、学識経験者などが業務執行をモニタリングする民間主体のガバナンスへ転換させる。

● 国内失踪に対する摘発強化及び罰則の明確化

(略) 実習実施機関の現場で、技能実習名目で外国人の人権を侵害する様々な行為が指摘されている一部監理団体について、より迅速かつ的確に可罰化できるよう取締体制を強化するとともに、さらに、優良な監理団体や実習実施機関に事業を集約するため、不正行為を行った監理団体や実習実施機関の名称について、受入停止処分を受けていない場合であっても公表する。

● 日本語及び日本文化の共有

(略) 監理団体や実習実施機関が日本語能力の強化や日本文化、慣習の研修を行うのみならず、国や地方自治体なども外国人向けの研修やコミュニティの催事などを共催するなど、技能実習生を含む外国人と地域社会が共生できる取組みを推進する。

● 技能実習生の厚生年金保険の適用についての理解の促進 (略)

第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会 「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」(26年6月10日)概要

○基本的考え方(見直しに当たっての留意点)

- ①制度の趣旨・目的に沿って、技能等の修得・移転が確保されることが前提であり、技能等の修得・移転を確実に達成する受入れ機関についてのみ受入れを認め、あわせて、技能実習生の人権保護の強化や監理団体の監理体制の強化及び関係機関による監視体制の構築等を目指し、技能実習制度から不適正団体を排除する
- ②優良な受入れ機関に集約化する意味で、優良な受入れ機関に制度の拡充を認めていく。ただし、送出し側のニーズや日本企業の海外進出を踏まえ、制度本来の趣旨・目的から乖離することがないように、制度の適切な運用に努める
- ③特に技能実習生の人権保護に関しては、不正行為を確実に取り締まり、また、相談体制の強化や実習実施機関に問題がある場合の対処などの技能実習生の保護・支援を強化・充実させる

○現行制度及び指摘されている問題点・要望等

☆技能等の修得・移転

(指摘されている問題点)

- ・開発途上国への技能移転という技能実習の目的に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力として使われている

(現行制度)

- ・技能実習修了時の技能評価試験受験の義務がない
- ・帰国後の技能等の移転に係る要件は「帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること」とされており、あくまでも入国時の予定にとどまっている

☆監理団体による監理

(指摘されている問題点)

- ・監理団体が適正に監理することを前提に受入れが認められているにもかかわらず監理団体の監理が不十分である
- ・認可主体の行政庁(都道府県等)の監督権限が不明確である

(現行制度)

- ・監理団体による実習実施機関への監査等を入管法令上義務付けしているが、監理団体が義務等を実施するための体制等に関する規定はない

○見直しの検討方向性

確実な技能等の修得・移転を図るための見直しを実施

- ・技能実習修了時の評価制度の見直し及び技能実習修了時の技能評価試験の受験の義務化
- ・技能評価試験の在り方を見直し
- ・多能工化ニーズへの対応
- ・技能等の修得・移転の確実な実施を監理団体・実習実施機関の要件への追加
- ・技能実習生の帰国後のフォローアップの充実

監理団体による監理の実効性を強化し、監督の適正化を図るための見直しを実施

- ・監理団体の義務・責任の明確化
- ・監理団体に一定数の外部理事・監事の設置又は外部監査の導入の義務化
- ・監理団体の実習実施機関への監査に係る体制の強化
- ・優良な監理団体に対する優遇措置の導入
- ・認可主体等による監理団体の監督の強化

第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会 「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」(26年6月10日)概要

○現行制度及び指摘されている問題点・要望等

☆公的機関による監理団体・実習実施機関の監視

(指摘されている問題点)

- ・行政機関・JITCOによる指導・監督が不十分
- ・JITCOの制度上の位置付けが不明確であり、法的権限等の機能、予算・人員等の体制も具備されていない
- ・悪質な監理団体・実習実施機関に対するサンクションが不十分

(現行制度)

- ・JITCOが技能実習状況の把握、巡回指導等を行っているが、あくまでも支援や助言にとどまっている
- ・不適正な受入れを行った場合は、最長5年間の受入れ停止の措置



○見直しの検討方向性

公的機関による監理団体・実習実施機関の監視体制の強化を図るための見直しを実施

- ・関係行政機関の調査権限や調査・摘発体制の強化
- ・行政機関を補完する機関の制度上の位置付けを明確化し、政府が一貫して厳正な指導・監督が行えるよう体制整備
- ・業所管省庁による監督の強化
- ・罰則の整備や不適正な監理団体等の名称の公表の検討

☆技能実習生に対する人権侵害行為等への対応

(指摘されている問題点)

- ・賃金不払い等の労働関係法令違反や技能実習生に対する人権侵害等が発生した場合、保護体制が不十分。また、不適正な受入れ機関からの移籍についての支援が不十分。その結果、問題のある受入れに対して技能実習生が声を上げにくくなっている

(現行制度)

- ・JITCOにおいて母国語相談
- ・不正行為等で受入れ機関での技能実習の継続ができない場合は、他の適切な機関で技能実習の継続が可



技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化を図るための見直しを実施

- ・技能実習生の保護の強化のための関係機関の連携体制の強化や摘発体制の強化、指導・監督体制の整備
- ・人権侵害等を行った監理団体及び実習実施機関に対する可罰化など取締体制の強化
- ・不適正な受入れがあった場合の通報窓口機能の充実・強化(通報したことにより不利益な扱いを受けないようにするフォローアップの強化)
- ・不適正な受入れのあった実習実施機関から他の機関へ転籍できる仕組みの構築
- ・技能実習生における賃金等の処遇の適正化
- ・技能実習生への関係法令等についての啓発活動の強化

☆送出し機関

(指摘されている問題点)

- ・送出し機関に不正が認められる事案もあるが、他国ということもあり、事案の解明が困難であり、悪質な送出し機関を十分に排除できていない

(現行制度)

- ・入管法令上、送出し機関が保証金等不当な金銭を徴収・管理することは禁じられている



送出し機関への規制の実効性の強化を図るための見直しを実施

- ・監理団体による技能実習生本人に対する保証金の有無等の確認の強化(確認を怠った監理団体は不正行為)
- ・送出国政府による送出し機関規制強化のための2国間協定の締結を検討
- ・特定国に集中していることの適否の検討

第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会 「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」(26年6月10日)概要

○現行制度及び指摘されている問題点・要望等

☆実習期間

(指摘されている問題点)

- ・高度な技術を修得した優れた技術者・技能者を育成するという制度の目的を達することが困難

(現行制度)

- ・技能実習期間は技能実習1号(1年)と技能実習2号(2年)を併せて最大3年間とされており、期間の延長や再技能実習は認められていない



○見直しの検討方向性

実習期間の延長(又は再技能実習)の実施

- ・適正化へのインセンティブの一つとして優良受入れ機関で実習する一定の要件を満たす技能実習生へ、より高度な技能実習を行うための2年程度の実習期間の延長又は再実習
- ・日本語検定等で評価できる場合には講習期間を短縮可能とすることを検討

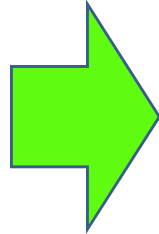
☆受入れ人数

(指摘されている問題点)

- ・中小企業では社員数の調整が難しく、受入れ人数枠が限定されている

(現行制度)

- ・受入れ人数枠は、実習実施機関の常勤職員の数に応じて定められており、常勤職員数が50人以下の実習実施機関は一律3人まで、51人以上100人以下の実習実施機関は6人まで等とされている



受入れ人数の上限の見直しの実施

- ・制度趣旨を踏まえつつ、常勤職員数に応じた区分について、よりきめ細かい人数枠の設定
- ・適正化へのインセンティブの一つとして優良な受入れ機関への付加的な人数増を認めるインセンティブの導入

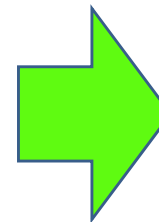
☆対象職種

(指摘されている問題点)

- ・技術革新に伴う職種の変化等に対応できていない
- ・送出国等のニーズに十分対応できていない

(現行制度)

- ・技能実習2号に移行するためには、基礎2級の技能検定試験等が整備されている職種・作業に限定されている(68職種126作業)



対象職種の拡大の実施

- ・制度趣旨を踏まえた上で介護等の分野の2号移行対象職種の拡充
- ・多能工化ニーズへの対応
- ・拡充する職種の特性に対応した新たな受入要件の設定

【ポイント】

- 4段階の上から2番目のTier2に分類。
- 日本に対して15点の勧告を行っている。特に、これまでのやりとりを踏まえれば、
①包括的な人身取引対策法(全ての形態の人身取引を処罰する立法)の作成、②強制労働事犯の積極的な処罰、③技能実習制度の改善及び④国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)及び人身取引議定書の締結を強く促している。

【日本に対する勧告】

- (1)人身取引議定書と適合し、全ての形態の人身取引を禁止する包括的な人身取引対策法を作成・施行すべき。
- (2)強制労働事犯に対する捜査、訴追及び厳しい実刑を課す著しい努力をすべき。
- (3)技能実習制度内での強制労働に寄与する、保証金の徴収、懲罰的な契約、旅券の留め置き等の禁止の実施を強めるべき。
- (4)技能実習制度に対する運営監査を行う、中立かつ非政府の第三者機関を設立すべき。
- (5)強制労働を行った者に自ら起こした犯罪について責任を負わせるため、技能実習制度内に説明責任を確保するための管理制度を設立すべき。
- (6)強制労働及び強制売春の状況にある男性及び女性被害者を認識し、人身取引の直接の結果として被害者が犯した罪で拘束されないことを確保するために、現場の関係職員の手がかりとなる正式な被害者認知手続を拡大・実施すべき。
- (7)潜在的な人身取引被害者が、人身取引の直接的な結果として犯した違法行為を理由として拘束又は強制送還されることを防ぐための審査を強化すべき。
- (8)売春を行った児童を逮捕せず、人身取引被害者として扱うよう現場の警察職員への研修を行うべき。
- (9)人身取引被害者に特化した保護及び支援を提供すべき。
- (10)外国人被害者の宗教的規則や食生活などの文化的な慣行を尊重した保護及び支援を行うべき。
- (11)人身取引に関する裁判への関与を促すため、被害者に対し永住資格を与えるべき。
- (12)技能実習制度における送付及び受入機関を審査する労働基準監督官を増やすとともに、労働基準監督官に対し、労働搾取目的の人身取引に関し通報を行う新たな権限を持たせるべき。
- (13)外国人労働者が、技能実習制度において虐待を受けた場合に不正を指摘できるメカニズムを構築し、その情報を技能実習生に広めるべき。
- (14)児童買春旅行に参加した日本国民に対する捜査、訴追及び処罰を積極的に行うべき。
- (15)国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)及び人身取引議定書を締結すべき。

●その他の指摘事項(川上村事案について)

- (1)再三の申立てにもかかわらず、川上村における技能実習生への強制労働について、政府は技能実習生への強制労働に関与した加害者の訴追や有罪判決獲得をしておらず、また、関与した団体に対する技能実習生の受入停止措置を行っていない。

2014年米商務省人身取引報告書における各国評価

2014年6月20日公表

評価対象:188カ国・地域

TIER 1 (188カ国中31カ国)	TIER 2 (188カ国中89カ国)	TIER 2 監視リスト (188カ国中44カ国)	TIER 3 (188カ国中23カ国)
<p>G8:米国, 英国, カナダ, ドイツ, フランス, イタリア</p> <p>アジア太平洋地域: 韓国, 豪州, ニューゼーランド, 台湾</p> <p>欧州地域: アルメニア, オーストリア, ベルギー, チェコ, デンマーク, フィンランド, アイスランド, アイルランド, ルクセンブルグ, オランダ, ノルウェー, ポーランド, スロバキア, スロベニア, スペイン, スウェーデン, マケドニア, スイス</p> <p>西半球地域: ニカラグア, チリ</p> <p>中近東地域: イスラエル</p>	<p>G8:日本</p> <p>BRICS:インド, ブラジル, 南アフリカ</p> <p>ASEAN:インドネシア, シンガポール, フィリピン, ブルネイ, ベトナム</p> <p>アジア太平洋地域: バハマ諸島, ブータン, フィジー, 香港, マカオ, モンゴル, パラオ, トンガ, キリバス, モルディブ, ミクロネシア</p> <p>欧州地域: ギリシャ, ハンガリー, ポルトガル, ルーマニア, シントマルテン, セルビア, トルコ, クロアチア, マルタ, エストニア, モルドバ, リトアニア, ラトビア, モンテネグロ, グルジア, コソボ, ブルガリア, アゼルバイジャン, アルバニア</p> <p>西半球地域: アルゼンチン, コスタリカ, ドミニカ共和国, モルディブ, エクアドル, グアテマラ, ジャマイカ, メキシコ, パラグアイ, ペルー, エルサルバドル, キュラソー, アルバ, バルバドス, ホンジュラス, セントルチア, トリニダードトバゴ, コロンビア</p> <p>中近東地域: エジプト, イラク, バングラデシュ, オマーン, アラブ首長国連邦, アフガニスタン</p> <p>南・中央アジア地域: ネパール, タジキスタン, キルギス, カザフスタン</p> <p>アフリカ地域: コンゴ共和国, コートダジュール, エチオピア, ガーナ, ジョーダン, カメルーン, モザンビーク, ニジェール, ナイジェリア, セネガル, シエラレオネ, スワジランド, トーゴ, ウガンダ, ゼンビア, ガボン, マラウイー, モーリシャス, ブルキナファソ, カーボ・ヴェルデ, ベナン, チャド, リベリア, セーシェル</p>	<p>ASEAN:カンボジア, ミャンマー, ラオス</p> <p>BRICS: 中国</p> <p>アジア太平洋地域: ハイチ, マーシャル諸島, ソロモン諸島, 東ティモール</p> <p>欧州地域: ウクライナ, ベラルーシ, キプロス, ボスニア・ヘルツェゴビナ</p> <p>西半球地域: スリナム, ウルグアイ, ギャナ, ジャマイカ, セントビンセントおよびグレナディーン諸島, パナマ, ポリビア, アンティグア・バーブーダ, ベリーズ</p> <p>中近東地域: レバノン, チュニジア, モロッコ, バーレーン, カタール</p> <p>南・中央アジア地域: スリランカ, トルクメニスタン, パキスタン</p> <p>アフリカ地域: ジブチ, レソト, コモロス, ギニア, ケニア, マリ, ルワンダ, 南スーダン, タンザニア, ナミビア, マダガスカル, アンゴラ, ブルンジ, スーダン, ボツワナ</p>	<p>G8:ロシア</p> <p>ASEAN: マレーシア, タイ</p> <p>アジア太平洋地域: 北朝鮮, パプアニューギニア</p> <p>欧州地域: アルジェリア</p> <p>西半球地域: キューバ, ベネズエラ</p> <p>中近東地域: イラン, サウジアラビア, シリア, イエメン, クウェート</p> <p>南・中央アジア地域: ウズベキスタン</p> <p>アフリカ地域: 中央アフリカ共和国, コンゴ民主共和国, 赤道ギニア, リビア, ジンバブエ, モーリタニア, ギニアビサウ, エリトリア, ガンビア</p> <p>(今回ランクダウンした4カ国のうち、ガンビア以外はペナルティによる自動的なランクダウン)</p> <p>【特例】 ソマリア (実効性のある中央政府がないことから、特例としてランク付けされていない)</p>

※青字(15カ国)は2013年からランクアップ, 赤字(18カ国)はランクダウン

技能実習制度の見直しについて

背景

- 実習実施機関等による入管法令や労働関係法令違反が発生していることに加え、米国務省等、国内外から技能実習制度について批判がされている。
- 一方、対象職種の拡大、実習期間の延長等の制度の拡充に関する要望が寄せられている。

日本再興戦略改訂2014（6月24日閣議決定）における見直し内容

管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充

1 管理監督体制の抜本的強化策のポイント

- ① 賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生を踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立
- ② 送出し国との政府間取り決めの作成
- ③ 監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化
- ④ 新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置
- ⑤ 業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会(仮称)の設置

①～④ 2015年度中の新制度への移行を目指す

2 拡充策のポイント

① 対象職種の拡大

- (1) 国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加
- (2) 介護分野はEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れ等との関係整理や日本語要件等の質の担保サービス業特有の観点を踏まえて検討
- (3) 全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加を検討

② 実習期間の延長(3年→5年)

- ・ 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認める

③ 受入れ枠の拡大

- ・ 監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める

①(1) 随時

①(2) 年内を目処に検討・結論

②③ 2015年度中の施行に向けて所要の制度的措置を講じる

新たな法律に基づく技能実習制度管理運用機関の設置について

背景

「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置をはじめとする管理監督体制の抜本的強化を図るべく、平成27年度中の新制度への移行を目指すこととされている。

新法人(取締機関)を設置する

新法人の業務（案）

- 監理団体の許可・取消
- 優良な監理団体・実習実施機関の認定・取消
- 監理団体等の指導・監督（報告徴収、立入検査等）
- 技能実習計画の認定・取消
- 人権を侵害された実習生の保護
- 監理団体・実習実施機関等のデータベース管理

新法人の在り方（案）

新法人は監理団体への許可及び取消権限の付与や立入検査権限の付与と違反事項の告発行為など行政機関に準じた機能を持つことから、**法律に基づく公法人**とする。

新法人の体制（案）

取締業務等を確実に実施するために必要な体制を構築する。
（本部及び地方事務所の設置）

- 業務のイメージ
- 監理団体（約2,000団体）への立入検査を年1回実施
 - 実習実施機関（約3万事業場）への立入検査を実施（約3年間で全数を網羅）